

[報告 2]

## 農地制度が一般企業の農業参入へ与える影響

大仲克俊 (高崎経済大学附属地域政策研究センター研究員)

### 現行制度における一般企業の農業参入について

農地利用を伴う農業参入としては、農業生産法人制度と特定法人貸付事業の 2 つがある。

農業生産法人制度 (現行) では、組織要件、事業要件、出資制限要件、役員要件を継続して満たす必要があり、一般企業にとって条件は厳しいと言える。農業生産法人制度はもともと農家経営の発展のためにつくられたものであり、一般企業の農業参入の道は、結果として開けたにすぎない。ただし、それゆえに、農地の権利取得においては農家と同権利を持ち、農家同様の農業経営を展開することが可能である。

特定法人貸付事業は、担い手不足と耕作放棄地問題に対処するとともに、遊休農地の利活用により地域経済を活性化することを目指した政策である。当初より企業の農業参入を目的としており、業種、法人形態 (組織要件)、事業要件、出資制限 (構成員要件) がなく、農外企業の一部門としての農業経営が可能となっている。ただし、農地確保・選択については市町村の許可が必要であり、営農内容も市町村による制限が可能となっている。

### 企業の農業参入の実態について

企業の農業参入の実態について、3 つの事例を基に報告したい。

#### 都城市における農業生産法人による参入

生産者の高齢化により原材料確保が難しくなったことを機に、参入した食品加工関連企業が多い。JA 出資型法人、一般企業による生産法人、ともに規模拡大に積極的であり、それにともない、地域内の担い手との農地の競合が発生している。結果として、

農地減少に抑制が効いているが、その一方で、地域内の農地の公的な利用調整も求められている。

#### 南さつま市における特定法人貸付事業による参入

南さつま市は、新たな担い手として企業の農業参入を求め、干拓により造成した国営圃場・旧リゾート開発予定地に資金を投入して農地回復し、斡旋している。同時に、市の負担で JA の普及員を出向させるなど、参入企業に対してさまざまな支援を行なっている。建設業を中心に 13 社が、「公共事業削減による余剰労働力の活用」などを理由に参入しているが、農業部門では採算が取れていない企業が多く、経営の改善が難しいために、撤退する企業も存在する。

#### 糸魚川市における構造改革特区特定法人貸付事業による参入

2004 年に構造改革特区を開設し、企業の農業参入を受け入れた。ただし、中山間地域直接支払いの対象となる農地に限定するという条件を科し、既存の担い手との住み分けを目指している。参入企業は、地域の農業だけでなく、観光・産業の振興にも協力しており、その協調関係の上に規模拡大を成功させ、収支の黒字化を実現している。ただし、特定法人貸付事業では、賃貸できる農地が条件の悪いところに限られてしまうため、もう一つ同時に農業生産法人を立ち上げ、面積の大きな優良農地も借用し営農を行なうという、二本立てとしている。



企業の農業参入は、担い手の減少および不足に対し一定の農地維持の役割を果たしてはいるが、農業

経営の自立だけを目指した支援だけでは、経営を黒字にすることは難しい。企業の農業経営の改善・発展のためには、地域農業の担い手として位置づけるとともに、企業と行政、地域との連携（による新たな産業政策として取り組むこと）が不可欠であるといえる。